

愛川町教育委員会

平成19年7月19日

愛川町教育委員会 7月定例会会議録

- 1 会議日程 平成19年7月19日(木)
午後 2時00分から午後 3時05分
- 2 会議場所 文化会館 3階特別会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
(1) 教育長報告事項
日程第4 平成20年度使用教科用図書採択方針について(議案第4号)
日程第5 愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について(議案第5号)
日程第6 その他
- 4 出席委員 委員長職務代理者 岡本 弘之
教育委員 三好 容子
教育委員 足立原 威
教育長 熊坂 直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 齋藤 隆夫
生涯学習課参事兼課長 相野谷 茂
教育総務課長 河内 健二
スポーツ・文化振興課長 大貫 佳孝
教育総務課主幹 沼田 孝作
教育開発センター指導主事 佐藤 千代乃
指導室指導主事 佐野 昌美

◎開会

○（岡本委員長職務代理者） こんにちは。お疲れのところご苦労さまでございます。

それで、今お話ししたように、委員長今日欠席ということですので、職務代理の岡本が務めさせていただきます。

ただいまから、定例教育委員会を開催するわけですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決をすることができないとされております。したがって、本日ただいまの出席委員は4名でございますので、定足数に達しております。したがって、7月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまより開催したいと思います。

それでは、本日の会議をこれから開きます。本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりでありますから、ご承知おき願いたいと思います。

これより、日程に入ります。

◎日程第1

○（岡本委員長職務代理者） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長職務代理者） ご異議ないものと認め、よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○（岡本委員長職務代理者） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

なお、会議録につきましては、既に委員の皆様には配付をさせていただいております。

これより質疑に入ります。

何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

（「特にありません」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長職務代理者） 特になし、異議なしの声がございましたので質疑を終結したい

と思いますが、ご異議ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これにより、表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長職務代理者) 異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認につきましては原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に本会議録署名原本をお返しいたしますので、委員の方はご署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (岡本委員長職務代理者) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

教育長報告事項についてご説明を願います。

お願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- (岡本委員長職務代理者) ご説明、以上のとおりでございます。

これより、質疑に入りたいと思います。

何かご質疑、ご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

はい、三好委員。

- (三好委員) 教育長の報告事項の中で、7月5日にパートナープラン推進協議会を実施されたようですが、昨年度までかかわった関係上、少し説明をお願いしたいと思います。

- (岡本委員長職務代理者) お願いします。

- (相野谷生涯学習課参事兼課長) パートナープランの推進協議会の内容でございますけれども、今回、役員がかわり初めての会議でございました。そういったことから、男女共同参画基本計画の説明させていただき、18年度の事業の報告、いろいろ町で行っております男女共同参画に係る事業の実施報告、それと、19年度の事業計画について説明させていただきました。

それと、パートナープラン推進協議会に係ります人材育成事業について協議いたしまして、そこで結論は出なかったんですけれども、男性の参加しやすいものとか、あと女性の地位向上につながるもの、そういったものやってみないと、そのような意見も出まして、次回の協議会のときに改めて協議いただくことになりました。そんなようなことでした。

その後、情報交換がありまして、その中で管理職の問題という話ですけれども、管理職の女性の登用率はどのくらいあるのか、新しい役員さんからパートナープラン推進協議会の仕事の内容はどうかとかそのような質問などがあり情報交換が終了しました。

以上でございます。

○（三好委員） ありがとうございます。男性の参加をというところが非常に大きな課題ですし、女性の地位向上、女性の管理職を増やしていこうということについては長年の課題になっておりますので、ぜひ頑張ってくださいよろしくお願ひしたいと思います。

○（岡本委員長職務代理者） ほかに何かございましたらお願いします。

足立原委員。

○（足立原委員） 教育長のご説明の中で、前回は八木委員からの質問がありました愛川高校の内容ですけれども、高校と打ち合わせを1回やったというお話ですが、あのときにはちょうど山田校長から、あした説明するとかということがあるといような話だったけれども、その前にもう事前に町へ連絡が高校側からあったのか、あるいは協議がされていたのか。それで、実はこういうことを県の会議があるんで出すよと、町も承知しているよといような内容が事前にあったのか、それともその場でやったのか。その辺のところはどうなんでしょう。

○（岡本委員長職務代理者） お願いします。

○（河内教育総務課長） 中高一貫教育ということで進めていこうということの話については、県の高校改革の推進の計画がございまして、その中でたまたま地元と密着的に、いろいろな面で高校等の生徒が地元なども含めまして、町の行事や中学校の行事参加をされているとか、そういう実践的なものもあります。そういったところを踏まえた中で、この高校改革の基礎的な調査の一貫としまして、愛川高校を取り上げたということでもあります。

この話については、先ほどお話を八木委員長へのお話の前に、私どもは、内部でそういったことが実際にできていることというのはどんなことがあるのかということの検証だとかをしてほしいということで、県の方からの要請もございまして、そういった研究は内部でしてみようではないかということでありました。この研究組織の立ち上げについては、今年の2

月あたりでお話を受けまして、立ち上げました。そして、あくまで部内的研究ということでまず始めていきたいと思いますというので、そんなことから始まってございます。

したがって、今後については、内部からさらに一般の教員の方にも理解が必要となりますので、その連携方法等について、さらには最終的に目指す方向などについて、その連携の在り方等についてもご意見をいただきながら検討をしていく必要があるだろうということでもあります。例えば今の大きな計画でいきますと、住民等の参加を得た検討会みたいなものについては、今年の暮れあたりまでに立ち上げられればいいかなというほどのお話が出ております。また昨日もその研究組織の中の一つであります専門委員の中学校の先生方と県の高校改革推進の関係の担当の方、さらには愛川高校の先生方でいろいろと対応する、会議を開催したところでございます。以上申し上げました経緯があるということで、ご理解いただきたいと思っております。

- （足立原委員） 事前に高校側とも話し合いが、新聞紙上に出る前にやっておるというようなことで理解してよろしいですね。
- （斉藤教育次長） 要するに2月ごろ、準備会というのを立ち上げまして、それでいろいろな下準備をしてきまして、愛川町ではそれとなく連携はやっているんですよ、そういうものをもう一度掘り起こして整理をしまして、それが準備会が終わった段階で、今度は研究会へ移行して、先般1回目が終わったんです。これから2回、3回とするわけですけども、今その1回目が終わって、その中で今、例えばきのうも専門委員会をやって進めているという段階なんですけれども。
- （足立原委員） そうすると、事前に県から町へ話があって、それで事前に町も協議調整を進めていた。そして、県はこういう会議を立ち上げ、研究していこうと考えているということですか。
- （斉藤教育次長） 今回の新聞紙上での報道については、今までの経過を踏まえた中での報道内容であります、若干報道上のことから表現なので誤解を得やすい点はあったかと思えます。
- （足立原委員） いいことなんですがね、一般の町民は関心が高いんじゃないかなと、思いますので今後の研究等慎重に進めていただき、良い方向となるようなことを期待しています。
- （岡本委員長職務代理者） ほかに何か。
はい、三好委員。
- （三好委員） ある程度改善しているとは思いますが、一般町民としては、愛川高校

と町の3中学は連携していく、一貫教育を行うということはいいことだと思いますけれども、やはり愛川高校の実態というかそういうものが納得できる状態であれば、あこがれの愛川高校ということで町民もすんなり納得ができると思うんですが、あらゆるところでいろいろなトラブルを抱えている状態では、かえって中学に対する悪影響を心配するという方が多いのではないかと思いますので、その辺は、愛川高校はもちろんですけれども、町としてもそのようなことをするという覚悟であれば、きちんとした高校の中の教育的な対応ということをぜひ真剣にやっていただきたいと思います。

○（岡本委員長職務代理者） はい。

○（斉藤教育次長） きのも愛川高校の山田校長先生がいろいろ述べていましたけれども、その中でも学校もやる気ですし、何といても学校が魅力的になって生徒が希望して行きたいという学校にならないと、これはなかなか大変なことではないかと思うんですけれども。では、どうしたらいいのか。校則や服装も厳しくやっていくとかいろいろ言っていましたけれども、ああやってやっていけばまたどこかで魅力が出てくると、生徒が愛川高校行きたいなと思えば、学校もそれなりにやってもらわないとね、うちの方だけでなく。連携してやっていけば、いい学校になるのではないかと思うんですけれどもね。

○（岡本委員長職務代理者） はい。

○（三好委員） ある中学の校長先生が、入学式の時だったと思いますけれども、学校は教育の場であるというその一言を凜としておっしゃったんです。どこの中学も小学校も愛川高校も同じだと思うんです。モヒカンの子がいるとか金髪がいるとかそういうこと自体、学校は教育の場であるというその信念から、いろいろな先生方がそっぽ向いているとか手を抜いているとか妥協しているとかというふうに思えてならないんです。

高校は教育の場であるということ認識していただけるのであったらば、腰パンであろうと短いスカートであろうといろいろなこと、それから携帯電話のブログとかいうのは今大変な問題になっている、そういうことも解決に向かうのではないかなと思うんです。まずやはり、指導する大人側の規範意識というか、そういうものを当たり前のように持っていかなければ、立ち直るといことは難しいのではないかなと思います。旗を振ってこういうふうにするからよくなるんだよと、そういう旗振りは結構ですけれども、実際に中身が変わらなないと、旗振ったってどうにもしようがないことなので、そういうところをきちんとどのように考えておやりになるのかという説明が欲しいかなと思います。

以上です。

○（斉藤教育次長） 学校に校則がありますから、それをはっきり校則をちゃんと守るような生徒になっていけばだんだんよくなるのではないかと思うんだけど。現在は校則があつてないようなものみたいらしいんですけども、

○（岡本委員長職務代理者） 足立原委員、はい。

○（足立原委員） 先ほどの関連なんですけど、愛川3中学からはほんの2割ぐらい行っているのかなと、生徒が通っているのかと。連携となると、もっといないと思うんですね。他の市町村から来ている者が多いわけですよ。そういう中でなかなか連携をとるとするのは難しいかなと、というようなことが1点。

それからもう1つは、文化芸能全国大会には奨励金を出された。これは規約にあつて出しているのではないかなと思います。三増の獅子舞をたまたまやったとか、こう推進、奨励して学校の中に取り入れてやっていたらいいので、そういう面もあつてと思うんですけど、その中には町の人がいるのかどうか。本来からいくと町の教育委員会ですから、町の子供が全国大会に出るのに対する奨励金だと、そういう意味もあると思うんですけど、その辺のところは規約にあるから出していると思うが。

○（岡本委員長職務代理者） はい、では教育長。

○（熊坂教育長） 今回の子供たちの中で、7名が町に住んでいる子供たちでございます。その子供たちが1名行きますと、全国大会、1万円という規定がありますので、7万円を交付したということでございます。

○（足立原委員） 7名いるわけですね。

○（熊坂教育長） 7名です。

○（足立原委員） わかりました。

○（岡本委員長職務代理者） よろしいですか。

○（足立原委員） ええ、結構です。

○（岡本委員長職務代理者） では、私の方から1件あります。

愛川高校の連携ということでご意見が大分出ておりますけれども、今、県立高校ははっきり申し上げて二極化というか、非常に課題を多く抱えた学校とそうでない学校と、かなり顕著になっておりますよね。ここで、県はまた学力重点校とか、そういった大学へ直接というのはまた編入生を出したりしてさらに高めようとしているんですけども、その一方で、課題を大変抱えてしまって、1年間に100人近くもやめてしまう学校がかなりあるんですよ。

そういうところへの県の対策の1つ、愛川高校はその1つ、現時点でその1つだと思っ

です、ある意味で。ほかのところでは25分授業を入れたり、それが3校ほどあります。25分授業ですよ、高校で。そういうことで県としては何とかして高校生を入れて、きちんとした高校生活を送らせようということで予算を投じて県民のあれを盛り上げようという意図で。今、ほとんどの学校に何らかの特色をつけて予算をつけてやろうとしているんですね。

きょうの新聞にも出ていましたが、8校ほど、部活協力推進校というのが発表になりましたよね。運動部の活発な学校8校つけて、予算をつけて指導員を送ると。そういう中の一環で非常に動きのある、最中だと個人的には思います。先ほど、生徒指導云々とありましたけれども、今、本当に中学もそうだと思うんですけども、人権とかそういったことが絡んで、まず強い指導はできないんですよ、現実の問題として。例えば、先ほどモヒカン刈りというのがありましたよね。あれ、不用意に対処したりすると人権問題、裁判に発展する場合もある。今、そういう時代なんですよ。

だから、本当にそういった意味では生徒指導、服装等の指導は難しいですし、地域によっては、もう本当にこれが高校生かという生徒がいっぱいいますよ、服装。ですから、それが現実で、それをどうしようかというのがいろいろな試みで、その愛川高校の地元との連携もその1つなんだと思います。だから、ぜひいい方向で、愛川町に住む子が行ってみたいという学校になってくれれば一番いいと思います。それにつけて、恐らく町の説明の方でも協力をしていきたいというお考えがそのようになるのかなと、個人的には解釈しました。

個人的な意見ですが、以上です。

ほかに。

はい、足立原委員お願いします。

○（足立原委員） この資料8を見ますと、学習意欲向上実践研究になっていますね、その中に入っているんですね。ここに出ている5校ですか、この学校が、今申しましたような内容について研究をされておると思うんですけども。特に、この学校がそういう面で研究を、以前にもやっておられて、そして、子供たちも常に対象に研究がなるような様子だから、やろうとしているということで理解してよろしいですね。

○（岡本委員長職務代理者） 教育長。

○（熊坂教育長） 多分そうだとお話をございました。愛川高校の場合にも国の指定の研究を受けてやると、先生方も、意欲的に取り組んでいきたいということがあのようなお話もお聞きをしました。特に、学習意欲の中で本町の中学生が5日間の職場体験、人間教育のことをやっているわけですが、高校も、さらにここの部分の積み上げをしてくるのもこ

れからの話し合いになると思うんですが、何のために学習するんだという意味合いからいくと、さらに指導を積み上げたキャリア教育を高校が推進してくれることも一つの連携になるのかなと思いますので、その辺は、研究会の中でぜひつなげるような形をとっていただきたいというふうなお話をしていくことがいいかなと思っております。

いいですか。

○（足立原委員） よろしいです。

○（岡本委員長職務代理者） ほかに、何かご質疑等ありましたらお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長職務代理者） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がございませんので質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、教育長報告事項については、教育長報告のとおり承認されました。

◎日程第4

○（岡本委員長職務代理者） 次に、日程第4、議案第4号、平成20年度使用教科用図書の採択方針についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。お願いいたします。

○（佐野指導室指導主事） まず、資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成20年度使用教科用図書の採択についてということで、まず、教科用図書の採択に係る関連法令等についてが書いてございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

この1ページの下の方に、教科書の採択ということで書いてございます。簡単にご説明申しますと、小・中学校の教科用図書は、各採択地区ごとに1種目について1種類の図書が採

択されます。そして、4年間にわたり使用されます。したがって、採用がえのない年度にあたっては、前年度採択した教科用図書と同一の物を採択しなければならないとなっております。小学校用教科用図書につきましては、平成17年4月から平成21年3月まで使用ということで、20年度も同じものを使用することになります。また、中学校用教科用図書につきましては、平成18年4月から平成22年3月まで使用することになりますので、同じく平成20年度も同じものを使用するというようになります。

その下の部分になりますが、学校教育法第107条による教科用図書につきましては、1年間の採択期間で、1種目について複数の図書を採択することができるとなっておりますので、まずはこの点ご承知おきいただきたいと思っております。

続いて、2ページに移ります。

2ページの2番、教科書採択に係る審議ということで、ご審議いただきたいわけですが、大きく3点ございます。(1)が学校教育法第21条による町立小学校教科用図書、(2)といたしまして学校教育法第40条による町立中学校教科用図書。この2点につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、20年度におきましては同じものを採択しなければならないということになっております。

3ページになります。

学校教育法第107条による町立小・中学校教科用図書、これにつきましては4つの種別がございます。それぞれのことににつきまして、この後説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、4ページから8ページには、この愛甲採択地区協議会の資料となっております。ちょっとお時間の関係もありますことから、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

9ページになります。平成19年度の愛川町教科研究会報告書ということで取りまとめたものについてご報告をさせていただきます。

まず、先ほど来申し上げておりますが、小学校用教科書そして中学校用教科書につきましては、4年間継続使用ということですので、同じものを使用することになります。平成19年度使用しております教科用図書の各学校からの調査研究報告につきましては、この後のページ、10ページから13ページにまとめてございます。今後も継続使用中でさらに調査研究を重ねていく方針でございます。

また9ページに戻りますが、(2)番、平成20年度使用学校教育法第107条による教科用図書につきましては、そこにありますとおり4種別、そしてその他ということでございますが、③番、文部科学省コードつき一般図書、これのみ中学校1校から推薦がなされております。

そこに書いてございますとおり、いずれも児童・生徒一人一人の実態に応じた適切なものが推薦されておりますので、それらを使用することにより学習指導の効果が期待できると判断されておりますから、適当であると事務局では考えております。

また、ここにございませませんが、ほか①、②、③につきましても、学校からの推薦はございませんが、いずれも生徒の実態に適したものであり、またそれらを使用することにより学習効果が期待できると判断しておりますので、いずれにおいても適当なものであると考えております。

また、つけ加えて申しますと、過去の使用実績等も踏まえまして、これらすべて適切であると事務局では考えております。

以上が調査研究報告書の説明になります。

これらのことを踏まえまして、先ほどの資料2ページ、3ページの方に戻りまして3点、小学校教科用図書、中学校教科用図書、学校教育法第107条による小・中学校教科用図書、これにつきましてご審議をお願いしたいと思います。

以上、説明終わります。

○（岡本委員長職務代理者） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

何か、ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、足立原委員。

○（足立原委員） ちょっと気になるんですが、4ページ、5ページですね。4ページのは文書が教育委員会あてに採択地区協議会長から来ているんですが、これは20年度の使用小・中学校教科用図書の採択についてですね。それで、5ページのは19年度の教科用図書採択地区協議会開催要領ですね。開催要領なんだけれども、趣旨は「19年度に使用する」というふうに書いてあるんで、これは20年度に使用するのではないですか。そのところミスプリではないかと思う。この文章ではおかしいのではないか。これがそれで通ってしまったと思うんだよね。20年度に使用する教科書でしょう。

○（斉藤教育次長） そうですね。

○（足立原委員） どうもちょっと合わないな。というのは、8月31日までに来年度の分を採択しないといけないわけね、今度。それについてのこの協議会だと思っただけですよ。で、いろいろ学校から挙げてもらっている。ということなんだけれども、これは「19年度に使用する」ではないよね。20年度に使用する教科書について。

- （佐野指導室指導主事） 間違いでございます。
- （足立原委員） そうですね。それを7月3日にやる。
- （岡本委員長職務代理者） これでいいのではないのですが、私はこういうふうに解釈したんですけれども。20年度のを協議するんだけれども、会議としては今年度平成19年度ですから、平成19年度の会議において協議するという意味で。
- （足立原委員） 開催要領の内容ですけれども、「19年度に使用する」と書いてあるんですよ。20年度に使用する教科書について、19年度に開催をして。
- （岡本委員長職務代理者） はい。
- （熊坂教育長） 確かに7月3日に事務局で見てこの説明を受けました。そのときに、私も趣旨のところの19年度というのは見落としががございます。これは、来年度使用の教科書採択の説明でございましたので、ここは20年度の誤りだというふうに思います。事務局に確かめまして訂正をいたします。
- （足立原委員） そんならわかるんですけれども。
- （斉藤教育次長） 協議事項の2番に、通知の今のその中の②番に「平成20年度使用教科書」と書いてありますから、上は間違いと思います。
- （足立原委員） 間違いですね。
- （熊坂教育長） 申しわけありません。
- （岡本委員長職務代理者） 文書の間違い。平成20年度ですか、19年度でなくて。
- （熊坂教育長） いや、そこでなくて、趣旨の方、5ページですね。5ページの、19年度の開催要領の趣旨。
- （足立原委員） 趣旨のところは……
- （熊坂教育長） そのところで、来年の教科書を採択するということで。
- （岡本委員長職務代理者） はい。20年度。
- （足立原委員） でなければおかしい。どうも、うちで予習で読んで、あれと思ったんですよ。
- （岡本委員長職務代理者） そう、下の②は「20年度」ですね。
- （熊坂教育長） そうです。間違いでした。
- （岡本委員長職務代理者） ご指摘のとおり、そのところは20年度であるということだそうなんです。それでよろしいでしょうか。
ほかに何かあったらお願いします。

はい、三好委員。

- （三好委員） 今、事務局から説明がありましたように、平成20年度の使用教科用図書についての採択については、決められたとおりに4年間の使用期間に入っておりますので、そのまま採択をしていただければよろしいかと思えます。

歴史教科書については、いろいろなことが新たに出てきておりますので、次の採択のときには慎重に見ていきたいと思えます。

以上です。

- （岡本委員長職務代理者） ほかによろしいでしょうか。

では、ほかに質疑がありませんので質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長職務代理者） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第4号、平成20年度使用教科用図書の採択方針についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長職務代理者） 異議ないものと認めます。

よって、議案第4号、平成20年度使用教科用図書の採択方針については原案のとおり可決されました。

◎日程第5

- （岡本委員長職務代理者） 次に、日程第5、議案第5号、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

- （相野谷生涯学習課参事兼課長） それでは、日程第5、議案第5の愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

放課後児童クラブにつきましては、昨年の10月に半原、田代、中津第二小学校の3校区に開設をしまして、管理、運営をしてきたところでございますが、今年度さらに10月に高峰、中津、菅原小学校の3校区に放課後児童クラブを開設いたします。なお、開設にあたりまして、高峰小学校では空き教室を改修します。そして、中津と菅原小学校では空き教室がござ

いませので、独立した建物を建設いたしております。

そこで、今回、3カ所の放課後児童クラブの開設に伴い、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正するものでございます。

それでは、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則新旧対照表をごらんください。

第2条第1項の表の中の名称と定員の欄に、高峰児童クラブ、35人以内、それと中津児童クラブ、35人以内、菅原児童クラブ、35人以内を加えて、右側の表のとおり改めるものでございます。附則といたしましては、この規則は、平成19年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

- （岡本委員長職務代理者） ありがとうございます。ただいま説明いただきました。

それでは、これより質疑に入ります。

何かご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

三好委員、お願いします。

- （三好委員） 質問ですけれども、予定どおり平成18年10月に3小学校の中に、そして平成19年10月からは新たに3小学校の中に児童クラブが開設されるというお話ですけれども、昨年度開設された3児童クラブの入所者数、それから指導員さんの人数とか状況、それから運営状況などを教えていただきたいと思います。

- （岡本委員長職務代理者） お願いします。

- （相野谷生涯学習課参事兼課長） まず、昨年度の児童クラブの入所児童数でございますけれども、半原児童クラブにおきましては、19年3月31日現在で8名。そして、田代児童クラブにおきましては10名。中津第二児童クラブにおきましては11名でございます。合計29名の入所がありました。そして、指導員でございますけれども、それぞれ各児童クラブ2名配置で運営しております、それぞれの児童クラブの登録指導員につきましては、資料がないので、はっきりした数字は言えませんが、たしか半原児童クラブにつきましては6名ぐらいだと思います。田代児童クラブについてもほぼそのくらいの数字でございます、中津第二児童クラブにつきましては8名か9名という人数でございます。

次に、運営状況でございますけれども、児童クラブの開始が授業終了後ということでございまして、平日は1時半から、6時半まで開所しております、土曜日と夏休み等の長期休暇、この期間におきましては朝の8時半から夕方6時半までということで開所しております。

指導員につきましては、5時間単位で2交代で勤務しております。

なお、児童クラブの指導の内容でございますけれども、日常生活の指導を主体としておりまして、その中でおやつの時間とか、自由時間。そういう自由時間においては学校の宿題をやったり、それから読書をしていただいたり、そのようなことで行っております。それと外遊び等を行っております。そのような内容で児童クラブを運営していただいています。

○（岡本委員長職務代理者） はい、ありがとうございます。

何かほかにご質問。

はい、三好委員。

○（三好委員） 引き続きお願いいたします。

子供たちの様子はいかがでしょう。

○（岡本委員長職務代理者） はい、お願いします。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） やはりいろいろなお子さんがいらっしやいまして、言うことを聞かない子とかそういう方もいらっしやいますし、おとなしいお子さんもいますし、問題のある子については今のところいない状況でございます。

1件、遊びが過ぎて、中津第二児童クラブの話なんですけれども、遊びが過ぎまして骨折をしてしまった。足の小指ですけれども、骨折してしまったということで、そういう事故が1件ございました。

○（岡本委員長職務代理者） 先ほどご説明ありましたけれども、2名が常駐なんですか。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） そうです、2名が常駐です。

○（岡本委員長職務代理者） 2名が常駐。ということは、2名というのは、35人がいっぱいになった数の上での2名が限定されていると。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） はい、定員が35名で指導員が2名という体制です。

○（岡本委員長職務代理者） 体制ですね。それで、それ以内の現在8人とか少ないんですけども、少なくとも2名は一応配置しているという状況なんですね。そうですか、わかりました。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） どうしても1人ですと何かのときに対応できませんので、やはり人数が少なくても2人配置としております。

○（岡本委員長職務代理者） それから、もう1件ですけれども、けがをしたというのがありましたけれども、今、町や区でも何か行事をやったりしますと、その行事を町の方へ届けておくと、保険ですか、何か出るようなシステムになっているということを聞いているんですけども、実際、けがが出た場合の治療費とかそんなのかかってきますよね。その辺のどこ

ろはどうなっているんですか。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 保険の関係なんですけれども、入所するときには年間保険料ということで1,800円、保護者の方に負担していただいております。その中で、けがのときには保険から治療費等が出ると、そのようになっております。

○（岡本委員長職務代理者） なるほどね、わかりました。

何かほかにご質問等。

はい、三好委員、お願いします。

○（三好委員） こんなことを聞いて笑われてしまうかも知りません。まさか滞納なんて、まだないですよ、滞納。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 滞納はないんですけれども、1カ月、2カ月おくれた方はいます。

○（岡本委員長職務代理者） それはないという意味ですね。

ほかにはないですか。

はい、足立原委員。

○（足立原委員） 学校内なんですけど、今回の地震のように大変なこともなきにしもあらずですので、安全には十分留意をされて、施設は校内にあるわけですか。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 校内にあるんですけれども。

○（岡本委員長職務代理者） よろしいですか。

ちょっと私の方から。放課後児童クラブについての予算的な出どころは、教育課でなくて福祉の方からという、当初説明でしたよね。今、県の予算を見ますと、ちゃんと今度は県でも子育て支援の促進ということで、子育て支援、教育委員会のですよ、教育委員会の予算の中に位置づけられていますよね。この辺は、当初、放課後児童クラブというのは、教育とは余り関係なくてそちら的なことということだったんですけれども、これを見ると、現実に県が予算を、どういう形だとか知りませんが、一応これが市町村にまで回ってくるものなのか、あるいは、試行錯誤的な準備の段階の予算なのかはつきりわかりませんが、一応県の教育委員会の中に予算づけがなされているということですよ。ここにちゃんと書いてありますけれども。お願いします。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 児童クラブの関係は、県の補助金の関係かと思えますけれども、福祉の方から出ております。教育委員会から出ているものでは、放課後こども教室という事業がありまして、その関係では教育委員会の方から出ております。

○（岡本委員長職務代理者） なるほどね。それと別に、放課後こども教室というのがあるんですか。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） ええ、あります。

○（岡本委員長職務代理者） あるんですか、別に。愛川町ではそういう形はとっていないということ。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） はい。

○（岡本委員長職務代理者） わかりました。そういうことですか。

はい、足立原委員。

○（足立原委員） 関係するんですが、この各クラブに、その時々様子を報告し合うとか、様子を知らせる委員会を持っていますよね、それぞれの児童クラブで。その辺のところは、もう、1回ぐらいやられたんですか。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 各児童クラブの中に運営委員会を組織することになっているんですけれども、まだ立ち上げたばかりでございまして、運営委員会の組織はございません。しかし、事務局と指導員の間で、毎月1回ですか、指導の内容とか児童クラブの内容を協議してよりよい方向に持っていくという、そういう会議はしています。

○（斉藤教育次長） ことし全部の学校が立ち上がります。その時点で設置を考えなければいけないと思っています。今は3つですから。

○（足立原委員） 各児童クラブに設置。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 各小学校に開設しております。児童クラブに運営委員会を設置するものです。

○（足立原委員） そうですね、特にありましたね。また、入る人はどんな人だと、ありましたね。

○（岡本委員長職務代理者） まだほかにご質問等ございますでしょうか。

何はともあれ全部出そろったところで、いろいろな課題も出てくるかもしれませんけれども。

よろしいでしょうか。

では、ほかに質疑がありませんので質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長職務代理者） これより表決に入ります。

議案第5号、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

の採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

○(岡本委員長職務代理者) 次に、日程第6、その他について各委員の方よりご意見、ご質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

はい、足立原委員。

○(足立原委員) 私が利用しているから、質問といいますかちょっとお尋ねしたいんですが、スポーツ施設について予約システムになっておりますが、3市町村で施設が使えるということは結構なんです、在勤とそれから在住という部分でやっているわけですね。その利用を決めるときに、前もって予約するわけですが、在住、在勤というのはほとんど考慮なくくじで当てているのでしょうか。その辺のところどうでしょうか。

○(岡本委員長職務代理者) 担当でお願いします。

○(大貫スポーツ・文化振興課長) やはり、厚木愛甲地区に在住、在勤が優先になります。

○(足立原委員) 在住、在勤です。

○(大貫スポーツ・文化振興課長) はい。それで、厚木愛甲の方がいない場合には、他の相模原などが入ってくるものです。やはり厚木愛甲の方が優先で使えます。そしてその方が、もしご都合でキャンセルされますと、厚木愛甲以外の方が入る可能性もあります。第1順位としては、先ほど言ったように厚木愛甲の方です。

○(足立原委員) というのは、愛川町の使用を私がやる場合は、私がどっちかという優先なのか、あるいは厚木市の方でも、それは全く同じなんだよということですか。

○(大貫スポーツ・文化振興課長) 厚木愛甲地区が同一順位というものです。

○(足立原委員) ちょっと聞きますと、厚木はそれではないと、そうではないようにやっているというようなこと聞いているんですが、そういうところ聞いているだけなんです、そういうところどうなんでしょうか。

○(大貫スポーツ・文化振興課長) 愛川町の施設なら愛川町民が先に厚木市の施設なら、厚木地区ですから厚木市民が優先して、当選をすることはありません。

- （足立原委員） ない。それはないですか。
- （大貫スポーツ・文化振興課長） はい。
- （熊坂教育長） 同一のシステムを使っていますんで、全く別ではありませんので、同じ物でやっていますので、それはないんですね。
- （足立原委員） ないですね。それは機械でもやってしまうからね。そうですか、わかりました。
- （岡本委員長職務代理者） よろしいですか。
ほかに何かございませんか。
よろしいでしょうか。
ほかに質疑がありませんので質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- （岡本委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。
よって、日程第6、その他についてはご了承願います。
-

◎閉会

- （岡本委員長職務代理者） 以上をもちまして議事のすべてが終了しましたので、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。
（「異議ありません」と呼ぶ者あり）
- （岡本委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。
よって、7月定例会を閉会いたします。
長時間にわたりご苦労さまでした。